

知って得する！リフォーム講座

専門家による耐震、バリアフリーについての講演会、個別相談会を開催します。リフォームをお考えの人はぜひご参加ください。

とき・内容 3月14日(木)、午後1時30～3時35分＝講演会、午後3時35分～4時30分＝個別相談会

ところ 市消防本部

定員 50人(申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み 3月6日(金)～、住宅政策課(内線438)へ



募 集

防衛省自衛官募集(幹部候補生)

応募資格 日本国籍を有する22歳以上26歳未満の人など ※詳しくはお問い合わせください。

受付期間 3月1日(日)～5月1日(金)まで

1次試験日 5月16日(土)(飛行要員は16日(土)、17日(日)の2日間)

問い合わせ 自衛隊富田林地域事務所
〔☎(24)3799〕



相 談

発達相談

こども未来室では、臨床心理士による児童の発達相談を実施していますのでご利用ください。

とき 毎週月～金曜日、午前9時～午後5時30分(祝日は除く)

内容 18歳未満の児童の発達相談や保護者に対する助言

問い合わせ こども未来室(内線206、207)

今月の相談		気軽に相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法律相談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、祝日を除く、1人年1回
市民相談 出張市民相談	月～金曜日 第1・3水曜日	午前9時～午後5時30分 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く 祝日を除く
行政相談	19(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司法書士相談	17(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1人年1回
人権なんでも相談	27(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談
女性の悩み相談	12(木) 20(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	ずばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※12(木)は午後3時30分まで
女性のための電話相談	6(金)、13(金)、17(火)、 24(火)、4/3(金)	午前10時～午後2時		〔☎(23)0567〕、問い合わせ(内線474)、女性の相談員による相談
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約も可〔☎(24)3700〕、電話相談も可、祝日を除く
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約〔☎(26)1233〕、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子育て相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可〔☎(26)3676〕、祝日を除く
健康相談	9(月)、23(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約〔☎(28)5520〕、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
心配ごと相談	3(火)、20(金)、24(火)	午後1時～4時	総合福祉会館	電話相談も可〔☎(25)8200〕※3(火)は障がい者の相談、20(金)は司法書士による相談(要予約)、24(火)は女性の相談。
	13(金)	午後1時～4時	金剛連絡所	女性の相談日 電話相談も可〔☎(29)1401〕 障がい者の相談日 (女性や障がい者以外の相談もできます)
	27(金)	午後1時～4時	かがりの郷	要予約〔☎(20)6070〕、司法書士による相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市民公益活動支援センター	要予約〔☎(26)7887〕、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可
農業相談	6(金)	午後1時～4時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談〔☎(25)1101〕、祝日を除く
商工法律相談	10(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
日本政策金融公庫相談	11(火)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
税理士による税務相談	13(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
消費者相談	月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～3時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン〔☎0570(064)370〕
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談(就職のあっせんはしません)、祝日を除く
若者の就労・自立相談	18(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約〔☎(26)9441〕(就職のあっせんはしません)
労働相談	12(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線187)
障がい者就業・生活相談	16(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)
住宅関連法律相談	20(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線436、437)、定員6人



国民年金

学生納付特例は毎年申請が必要で

国民年金保険料を納めることが困難な学生は、本人の前年所得が118万円以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

26年度に申請をして承認を受けた人も、改めて申請が必要です。

ただし、27年度分は4月から受け付け開始となります。

●学生納付特例の承認を受けた期間は

- ①承認期間中の障がいや死亡といった不慮の事態には、受給資格があれば障がい基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。
- ②年金の受給資格期間には算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。
- ③承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後払い（追納）できます。



※2年を過ぎて後払う場合は、当時の保険料に経過した期間に応じて、一定の額が加算されます。

対象者 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校などに在学する学生（夜間、通信制課程も可）

手続き 年金手帳、印鑑、学生証など学生であることを証明できるものを持って保険年金課（内線153、154）へ

※26年度の学生納付特例の承認を受けた人で、日本年金機構が在学予定年月を把握できた人には、3月下旬に学生納付特例申請はがきが送付されます。引き続き同じ学校に在学中の場合は、必要事項を記入の上返送し、承認されると4月～28年3月についても納付が猶予されます。

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531



教育

市奨学金の申請を

経済的理由で、高等学校や高等専門学校、高校卒業資格が取れる専修学校などへの修学が困難な人に、奨学金を給付します。

対象者 本市在住の高校生（生活保護世帯を除く）

給付額 年額4万円、入学支度金（新1年生のみ）は1万円加算

給付時期 前期分は8月、後期分は28年2月の2回

募集人員 約100人

申し込み 教育指導室、金剛連絡所、または市立中学校で配布する申請書に必要な事項を記入し、3月2日（月）～4月10日（金）までに同室（内線364）へ ※現在給付を受けている人も、改めて申請が必要です（郵送不可）。



講座・催し

「オープンデータを活用し新しいまちづくりへチャレンジ！」セミナー

行政が保有する公共データが二次利用できる形で公開される「オープンデータ」を生かして、地域住民や民間企業が進めているまちづくりの最新事例を学びます。

とき 3月17日（火）、午後7時～8時30分

ところ 市民公益活動支援センター（小金台二丁目5の10）

定員 20人（申し込み先着順）

参加費 無料

申し込み 3月6日（金）～、NPO法人 きんきうえび ☎(29)0019・Eメール office@kinkiweb.net) へ



介護職員初任者研修受講生募集

とき 3月14日（土）～7月25日（土）

ところ 村田医院文化センター棟室（青葉丘8の14）、デイサービスセンターさえずり（五軒家一丁目25の10）

内容 通学20回、通信教育（添削）4回 ※研修終了後、心肺蘇生練習キットをお渡しします。

定員 20人（申し込み先着順）

受講料 6万9800円（教材費含む） ※高校生以上の学生は4万8860円。ただし、学生証の提示が必要です。

申し込み 3月6日（金）～、NPO法人 サンキューネット ☎072(365)2352) へ

府手話通訳者養成講座

手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳活動をする「手話通訳者」を養成する同講座を開催します。

とき 5月22日（金）～28年3月4日（金）、午前9時～11時30分

※詳しい日程はお問い合わせください。

ところ 八尾市立障害者総合福祉センター（八尾市南本町八丁目4の5）

対象者 次の条件を全て満たす人
○府内在住・在勤の人

○手話で聴覚障がい者と日常会話ができる人

※府の手話通訳者としてすでに登録されている人および手話通訳士としてすでに活動されている人は受講できません。

定員 30人

受講料 無料（ただし教材費実費）

申し込み 障がい福祉課（内線193）に備え付けの申込書に必要な事項を記入し、4月3日（金）（必着）までに☎540-8570 府民お問い合わせセンター「手話通訳者養成講座」係 ☎06(6910)8001) へ郵送（府ホームページ内「手続き・催しの総合案内」[http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/] から申し込みできます）

※同講座を受講するためには、4月24日（金）、午前9時30分～11時30分に実施する判定試験に合格する必要があります。



上下水道

水道管緊急修繕業務を委託しています

緊急の水漏れなどがあった場合、本市では市管工事業協同組合（向陽台一丁目3の11）と委託契約しており、水道管のトラブルに24時間体制で対応しています（出張料は発生しません。ただし、修繕費用は個人負担となります）。

問い合わせ 市管工事業協同組合
☎0120(032)497（月～金曜日、午前9時～午後5時30分）※その他の時間帯は市役所宿直室（☎(25)1000）へご連絡ください。



税

市・府民税の申告期間は3月16日までに！

市・府民税の申告をしなければならぬ人は、今年1月1日現在本市に居住し、昨年中に所得のあった人です（給与所得だけで特別徴収されている人や、所得税の確定申告をした人は必要ありません）。

ところ 市役所地下902・903会議室
受付時間 午前9時～午後5時30分
※申告されていない場合、次のようなことに影響が出ますので、申告にご協力ください。

○市・府民税証明書の交付ができないことがあります。

○公的年金にかかる所得のみの人などで、年金保険者への扶養親族等申告書の提出がなかった場合、または確定申告書などの提出がなかった場合において、控除される情報が得られないために、扶養・配偶者控除などの適用が可能でも、控除が適用されないことがあります。

○後期高齢者医療保険制度などの保険料の軽減措置の適用を受けられないことがあります。

問い合わせ 課税課（内線111、112）

固定資産税の『縦覧帳簿の縦覧』と『課税台帳の閲覧』を実施

縦覧帳簿の縦覧

縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、価格、市街化区域・市街化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年
縦覧できる人

◇土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

期間 4月1日(木)～6月1日(月)まで（土・日曜日、祝日は除く）の午前9時～午後5時30分

課税台帳の閲覧

所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など（ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です）

期間 4月1日(木)～28年3月31日(木)まで（土・日曜日、祝日は除く）の午前9時～午後5時30分

縦覧・閲覧に必要な書類など

・本人確認ができる書類（納税通知書や運転免許証など）

・納税管理人や納税者の同居親族は閲覧できますが、代理人が来られる場合は委任状が必要

・法人名義の物件については、委任状または申請書に代表印の押印が必要

縦覧・閲覧場所

課税課（内線113～116）

納付は便利な口座振替で

市税で口座振替ができるのは、固定資産税・都市計画税、市・府民税（普通徴収のみ）、軽自動車税です。口座振替は期別ごとの納付だけでなく、全期前納も利用できます。



また、各税金の納期限に自動的に引き落としされるため、金融機関などに行く必要はなく、納め忘れもありませんので、ぜひご利用ください（全期前納の場合は、第1期の納期限）。

申し込み

●ペイジー口座振替サービスでの申し込み

引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を納税課に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができます。

※対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

●取扱金融機関の窓口での申し込み

納税通知書と通帳の印鑑を持参の上、口座振替依頼書（市内の金融機関に備え付け）に必要事項を記入し、市税取扱金融機関へ。

※市外の金融機関などで申し込む場合は、お問い合わせください。

申込期限（27年度）

	期別	27年度納期限	ペイジー口座振替サービスの申込期限	取扱金融機関への口座振替の申込期限
固定資産税・都市計画税	第1期	6月1日	5月15日	4月15日
	第2期	7月31日	7月15日	6月15日
	第3期	9月30日	9月15日	8月14日
	第4期	1月4日	12月15日	11月13日
	全期前納	6月1日	5月15日	4月15日
市・府民税（普通徴収）	第1期	6月30日	6月15日	5月15日
	第2期	8月31日	8月14日	7月15日
	第3期	11月2日	10月15日	9月15日
	第4期	2月1日	1月15日	12月15日
	全期前納	6月30日	6月15日	5月15日
軽自動車税	第1期	6月1日	5月15日	4月15日

問い合わせ 納税課（内線122）



介護保険

保険料の納め忘れはありますか

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は事業の運営に欠かすことのできない大切な財源です。必ず期限内に納付してください。

期限内に納付されない場合は、財産の差し押さえなどの対応を取ることがあります。

なお、国民健康保険料を滞納している世帯は、有効期限の短い保険証の交付対象になり、滞納の状況によっては、通常の被保険者証の代わりに、医療機関の窓口でいったん医療費全額を支払う「資格証」の交付対象となります。

後期高齢者医療保険料を滞納していると、有効期限の短い保険証の交付対象になります。

介護保険料を滞納していると、保険給付が制限されることがあります。

※今月は26年度分国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の最終納付月です。

問い合わせ 国民健康保険料については保険年金課（内線152、156）、後期高齢者医療保険料については福祉医療課（内線158、159）、介護保険料については高齢介護課（内線175、176）



保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、市から送付する納付書によって保険料取扱金融機関、コンビニエンスストア（後期高齢者医療保険料を除く）または市役所で納めていただくことになっています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から引き落としされる口座振替が便利です。

普通徴収の対象者で口座振替を希望される人は、納入通知書と通帳の印鑑、預（貯）金通帳を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料については保険年金課、後期高齢者医療保険料については福祉医療課、介護保険料については高齢介護課で手続きをしてください。

また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を市役所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができるペイジー口座振替受付サービスの取り扱いもしています。対応している金融機関は次の通りです。

●ペイジー口座振替受け付けサービス対応金融機関

りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、近畿大阪銀行、池田泉州銀行、関西アーバン銀行、成協信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課（内線152、156）、福祉医療課（内線158、159）、高齢介護課（内線175、176）



福祉

献血にご協力を

とき 3月21日（祝）、午前10時～正午、午後1時～4時30分

ところ エコール・ロゼ

対象者 18～69歳で体重が50kg以上の人 ※その他詳しい条件などはお問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会（総合福祉会館内）☎(25)8261

重度障がい者タクシー利用券（基本料補助）を送付します

本市では、身体障がい者手帳（1・2級）、療育手帳（A）、精神障がい者保健福祉手帳（1級）のいずれかをお持ちの人を対象に、タクシー料金の一部（基本料金）を補助する重度障がい者タクシー利用券を交付しています。

現在、重度障がい者タクシー利用券（空色）をお持ちの人は、3月31日（火）までが有効期限です。引き続き、要件に該当する人には、新しい同タクシー利用券（うす紫色）を3月末に自宅へ郵送します。新しい同タクシー利用券（うす紫色）は4月1日（火）から利用できます。届かない場合や郵送での交付を希望されない場合は、障がい福祉課までご連絡ください。なお、昨年度に交付申請をしていない人や、初めて利用される人については申請手続きが必要です。

交付枚数 1カ月3枚で年間36枚
※福祉施設などへ入所している人、外出支援サービスを利用している人は対象外です。交付できません。

問い合わせ 障がい福祉課（内線193）

広告枠